

取引条件説明書

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)

当社が、オペレーターサービスデスクを通じ、T-Connect のオプションサービスであるオペレーターサービス Plus 契約者または T-Connect for CROWN 契約者であるお客様（以下、「お客様」といいます）より旅行の手配をお引き受けする場合、お客様は、当社と手配旅行契約（以下、「旅行契約」といいます）を締結することになります。この書面は、旅行業法第12条の4に基づきお客様に交付する取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は、同法第12条の5および当社の旅行業約款第10条第1項の契約書面（以下、「契約書面」といいます）の一部として取り扱います。お客様が締結しようとする旅行契約の内容は、この書面および取引条件説明書（個別事項）（以下、これらを総称して「取引条件説明書面」といいます）に記載したところによります。

1. 旅行契約の目的

- (1) 当社はおお客様の委託によりお客様のために代理、媒介、取次ぎをすること等によりお客様が取引条件説明書（個別事項）に記載された運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊サービス（以下、「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配することを引き受けます。
- (2) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、満員、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。

2. 取引条件説明書面の交付等について

- (1) 当社は、取引条件説明書面の記載事項を、T-Connect の契約者専用サイトである My TOYOTA (WEB) に HTML 形式および PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載します。なお、My TOYOTA (WEB) は「TOYOTA アカウント」によるログインが必要です。
- (2) 当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、前号に基づき掲載された取引条件説明書面の記載事項を確認のうえ、旅行契約を申し込むものとします。

3. 旅行契約の申し込みと契約の成立時期

(1) 契約の申込方法

- ① 旅行契約を締結しようとするお客様は、車載機、携帯電話、スマートフォンまたは固定電話を通じてオペレーターサービスデスクにお電話いただき、応対したオペレーターに依頼しようとする旅行サービスの内容・日時その他の必要事項を申し出て契約をお申し込みください。
- ② 健康を害している方、身体に障害のある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は運送・宿泊機関にその旨をお伝えします。その場合、運送・宿泊機関からお客様のために講じた特別な措置に要する費用に関する請求があったときは、当該費用はお客様の負担とします。
- ③ 当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。
 - ア. お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - イ. お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ウ. お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

エ. 当社の業務上の都合があるとき。

(2) 契約の成立時期

旅行契約は、当社が前号①のお申し込みを承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。

4. 通信契約の申し込みと契約の成立時期（航空券手配）

- (1) 当社は、当社の手配代行者が提携するクレジットカード会社（以下、「提携会社」といいます）のカード会員（以下、「会員」といいます）より、会員の署名なくして航空券代金の支払いを受けることを条件に、電話による航空券の手配を目的とする旅行契約（以下、「通信契約」といいます）の申し込みを受け付けます。
- (2) 当社と通信契約を締結しようとするお客様は、お申し込みの際、依頼しようとする航空券に関する情報に加えて、会員番号、カード有効期限その他オペレーターより案内のある事項についてお申し出いただきます。
- (3) 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。
- (4) 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日（ただし取消・払戻手数料の発生しない航空券の手配の場合には、航空券の発券および航空券代金等が確認できた日）、後者の場合は当社がお客様に払い戻す額を通知した日となります。
- (5) 当社は、お客様の指定するクレジットカードが無効である場合には、通信契約の申し込みをお断りします。

5. 契約書面の交付等

- (1) 当社は、旅行契約の成立後速やかに、旅行業法第 12 条の 5 第 1 項に定める契約書面に記載すべき事項を、T-Connect の契約者専用サイトである My TOYOTA (WEB) に HTML 形式および PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載する方法により、お客様に提供します。なお、My TOYOTA (WEB) は「TOYOTA アカウント」によるログインが必要です。
- (2) お客様は、当社より提供された契約書面の記載事項を確認するものとし、記載事項の内容に誤りがあった場合には、速やかに下記お問い合わせ先に連絡するものとします。

【T-Connect サポートセンター】

TEL : 0800-500-6200 受付時間 : 9:00~18:00 年中無休

6. 旅行代金

- (1) 当社がお客様のためにオペレーターサービスデスクを通じた旅行サービスの手配を行うにあたり、当社所定の旅行業務取扱料金は発生しません。
- (2) お客様が宿泊機関の提供する宿泊サービスの手配を目的とする旅行契約を締結した場合は、お客様は、宿泊機関に対し、直接旅行代金を支払う義務を負うものとします。当社は、お客様の宿泊機関に対する旅行代金のお支払いに何ら関与しないものとし、お客様と宿泊機関との間のお支払いに関する紛争等について一切責任を負いません。
- (3) お客様が運送機関の提供する航空券の手配を目的とする通信契約を締結した場合は、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。
- (4) 運送・宿泊機関の料金の改訂、その他の事情により、当社が手配した旅行サービスの旅行代金に変更が生じる場合があります。この場合、当社は旅行代金の変動に関し、お客様に対して何ら責任を負いません。

7. 旅行契約の内容の変更

- (1) お客様が旅行契約の内容の一部または全部の変更を希望されるときは、オペレーターサービスデスクにお電話いただき変更内容をお申し出ください。当社は可能な限りその求めに応じます。

- (2) 前号に基づき旅行契約の内容を変更する場合、お客様は、契約内容の変更に伴い、運送・宿泊機関に支払うべき取消料、違約料、変更料その他の費用がある場合には、これらの費用を負担するものとします。
- (3) 手配旅行契約の内容の変更によって生じた旅行代金の増加または減少はお客様に帰属するものとします。なお、通信契約を締結されたお客様については、お客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして変更分の旅行代金の支払いを受けまたはカードに対し払い戻しの手続きを取ります。

8. 旅行契約の解除

(1) お客様による任意解除

- ① お客様は、旅行契約の全部または一部を解除することができます。宿泊サービスの手配を目的とする旅行契約を解除される場合は、オペレーターサービスデスクにお電話いただくか、お客様ご自身で宿泊機関にご連絡ください。航空券の手配を目的とする旅行契約を解除される場合は、オペレーターサービスデスクにお電話ください。
- ② 前①に基づき旅行契約が解除された場合、お客様は、既に提供を受けた旅行サービスの費用、未提供の旅行サービスに関する取消料、違約料その他の運送・宿泊機関に支払うべき費用を負担するものとします。

(2) お客様の責めに帰すべき事由による解除

- ① 当社は、お客様が次のア、イに定める事由に該当する場合には、旅行契約を解除することがあります。
 - ア. 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、カード会社より旅行代金を決済できないとき。
 - イ. 第3項第1号③のアからウまでのいずれかに該当することが判明したとき。
- ② 前①に基づき旅行契約が解除された場合、お客様は、既に提供を受けた旅行サービスの費用、未提供の旅行サービスに関する取消料、違約料その他の運送・宿泊機関に支払うべき費用を負担するものとします。

(3) 当社の責めに帰すべき理由による旅行契約の解除

当社の責めに帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用またはこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

9. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償すべき責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた第1号の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。

10. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様は当該損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面（取引条件説明書面の記載事項の交付をもって契約書面の記載事項の交付があったものとして取り扱う場合には取引条件説明書面）に記載されたお客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

11. 個人情報の利用目的および第三者提供について

当社は、旅行契約の申し込みの際にご提供いただいたお客様の個人情報について、T-Connect の個人情報等の取得と利用についての定めに従って取り扱うほか、お客様との連絡や旅行サービスの手配のために利用し、また、旅行サービスの手配手続に必要な範囲内で、運送・宿泊機関に電話での伝達、FAX の送信、書面の送付、データによる送信の方法により提供するものとし、お客様はこれに同意するものとします。

12. 旅行業約款等について

- (1) 旅行契約の内容・条件に関し、取引条件説明書面に定めのない事項は、当社の旅行業約款によります。
- (2) 運送・宿泊機関がお客様に提供する旅行サービスについては、当該サービスを提供する運送・宿泊機関の定める約款等が適用されます。

〈旅行業務取扱〉	愛知県知事登録旅行業第 2-1228 号 トヨタコネクティッド株式会社 愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階
〈取扱営業所〉	トヨタコネクティッド株式会社 愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階 電話番号：052-219-6700
〈お問い合わせ窓口〉	電話番号：0800-300-3388 受付時間：9:00～18:00 年中無休
〈旅行業取扱管理者〉	鶴田 祐之（つるた ゆうじ） お客様からのご依頼がある場合には、上記の者が説明を行います

(付則) 2023 年 12 月 7 日改定